

税制調査会（第 20 回）議事録

日 時：平成 21 年 12 月 7 日（月）17 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

お待たせをいたしました。ただいまから第 20 回「税制調査会」を開会したいと思います。本日は、前回に引き続きまして、主要事項のとりまとめに向けた議論の第 4 回目といたしまして、暫定税率の廃止、エネルギー課税等、地方環境税、市民公益税制、個人所得課税、これは前回の続きでございます。これらにつきまして審議を行いたいと思います。

本日は、原口会長代行が出席されておりますので、ごあいさつをいただきたいと思っております。

原口大臣、よろしく申し上げます。

○原口大臣

皆さんお疲れ様です。この模様はインターネットですべて中継をされています。今までだったら、この税調、中で何が議論されているのかさえわからなかった。しかし、多くの国民がしっかりとこの議論を注視し、そして、自らも意見を言う、まさに開かれた新しいガバナンスの形態であると思います。その根幹が税であります。

アメリカの議会で勉強しておりますときに、必ずこういうペーパーが来ました。アザ・タックスペイヤー、私は納税者として政府に一言言わせてもらいますというのが、必ず最初の一文であります。納税者の権利を守って、そして、国民のさまざまな御期待に応えるために活発な御議論をしていただいていることを感謝申し上げて、冒頭のあいさつに代えたいと思います。

皆さんよろしく申し上げます。（拍手）

○峰崎財務副大臣

どうもありがとうございました。それでは、カメラさん退席をお願いします。

（カメラ退室）

○峰崎財務副大臣

本日は、委員の皆さん方の御都合を配慮いたしまして、暫定税率の廃止、エネルギー課税等、地方環境税から審議を始めたいと思います。まず、暫定税率の廃止につきましては、お手元の資料にあるように、国分で 1.7 兆、地方分で 0.8 兆の財源が必要となります。

小川政務官から御発言がございます。

○小川総務大臣政務官

御説明させていただきます。まず、国税の資料の方が、全体にペンディングということがございますので、大きな議論についてはより上位の政治的な意思決定をされる

ということを前提に御説明させていただきます。

地方税の部分でございますが、1 ページ、地域主権という我が党の大きな公約の観点からも、自主財源の拡充に向けた取り組みが必要でございます。併せて、仮に暫定税率廃止という結論をいただいた場合は、地方に対する財源補てん、国策減税に伴う財源補てんを是非とも議論をいただきたいと思っております。

2 ページは、暫定税率による減収の数字の状況でございます。トータルで 8,055 億、大変大きな規模になります。

3 ページは、自動車関連税制でございますが、現在、既にエコカー減税が非常に効き目を持っておりまして、暫定税率廃止相当分と同額程度の減収をもたらしております。この点、特に自動車取得税は暫定税率廃止と同時に、どういう対応を取るか大きな論点として依然残っております。

以下は参考資料でございます、民主党の政策集でございます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

本日は環境副大臣から資料が提出されております。要望項目の集中審議の際には、御発言の時間が十分でなかったということもありますので、大変その節は御迷惑をおかけしましたけれども、この際御発言いただければと思います。

どうぞ。

○田島環境副大臣

ありがとうございます。貴重な発言の機会を頂戴いたしましたので、お手元にお配りしております環境省、地球温暖化対策税の資料に沿いまして御説明を申し上げたいと思っております。改めてこの地球温暖化対策税の意義について御説明をさせていただきます。

まず、もう皆さんも御承知のことと存じますが、忘れてはならないのは、我が国は 2020 年までに、90 年比、温室効果ガスを 25%削減するという目標を既に世界に向けて宣言をしているということでございます。この目標の達成をするためには、国全体を低炭素化へ動かす仕組みをつくることが重要でございます。地球温暖化対策税は、この市場ルールに環境利用コストを織り込むことで、より排出量の少ない設備や機器などへの代替や、化石燃料の使用等の削減、省エネ技術の研究開発等を促すことができます。

そのためには、お手元の資料をお開きいただきまして、2 ページの右、導入後というグラフがありますが、その C の部分のように、すべての化石燃料にその炭素含有量に応じて課税をする部分が必要となってまいります。また、税収を温暖化対策の費用に充てる。または、温暖化対策に係る減税に活用する場合には、更に CO2 削減に関して効果が見込まれます。新税というと、ややもすれば経済のマイナス効果ばかりが強調されがちでございますが、使途となる施策と相まって国際的な低炭素社会への流れ

にいち早く対応した経済構造を形成することができるものと確信をしております。

これまでの税制調査会でも、温暖化対策税については産業への影響、また世帯への対応によって、負担が起こるといふ議論がなされてきたところでございます。

3 ページ、諸外国の税制の状況を示させていただいております。産業への影響の観点から、地球温暖化対策税と国内排出量取引制度や固定価格買取制度との関係について議論がされておりましたけれども、地球温暖化対策に係る税制は、欧州では 90 年代から導入されており、固定価格買取制度の本格的導入、また、国内排出量取引制度の導入は、2000 年ごろから始まっております。諸外国でも、まず、幅広い部門、事業者に対して環境税を課すとともに、排出量取引制度や固定価格買取制度などの政策と組み合わせて実施している例が数多く見られており、これらの施策の導入を必ずしも同時にしなければならないという理由は全くないというふうに考えております。

なお、この地球温暖化対策税につきましては、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考にいたしまして、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討することは御説明したとおりでございます。

4 ページ目、我が国の化石燃料に対する課税は、ガソリン、軽油、重油、石炭、天然ガス、どれも EU と比べて大変低い水準にあることがおわかりいただけると思います。諸外国では、電力会社が購入する発電用石炭は免税になっているといった議論もされているようですけれども、5 ページをごらんいただきますとおわかりいただけますように、諸外国では電力会社が供給する電気に対し、日本よりも非常に高い税率で課税をしている例が多いことも合わせて考えていく必要があると考えます。

EU の最低税率との関係で、石炭などの負担が大きいのではないかという議論もございました。確かにガソリンについては、暫定税率廃止による一定のメリットを国民に享受していただく観点から、全体の税負担の水準をぎりぎり国際的なバランスから許容されると思われる、EU の最低基準に設定しましたが、将来的には EU の主要国並みに引き上げていくことが望ましいと考えておりまして、一般的に、すべての燃料課税の税負担について、EU 最低基準の目安とするということが妥当とは考えておりません。

世帯の対応によって、負担額が異なってくるという指摘もございましたが、それはそのとおりだと考えております。

7 ページ目、家計調査を基に、電気、都市ガス、灯油、ガソリンを使う一般的な世帯の年間支出額の変化のイメージを試算したものでございます。家計調査では 2 人以上の世帯しか詳細なデータがありませんので、全体より大きめの試算になっております。

想定する世帯 A の方は、車がある。B の方は、車がない世帯を想定しております。以上の試算は、あくまでも家庭の消費量が変わらないことを前提としておりますけれども、元より本税は家庭のライフスタイルを低炭素型に変化させていこうということ

目的としておりますので、それによって家計の税負担は少なくなつてまいります。

8 ページ、この地球温暖化対策税の家庭への効果として挙げさせていただきましたが、どのような家庭においてもちょっとした工夫であるとか、心がけて CO2 排出量と税負担は少なくすることも可能であります。こうした対応で少しでも CO2 削減効果を発揮していただけるならば、この税負担というのも必ずしも大きいものとは言えないのではないかと考えているところでございます。低炭素社会の 1 日も早い実現に向けて対策を強化させていくことは、それだけ次の世代、後の世代の負担を少なくさせる効果があるということも事実でございます。地球温暖化対策税の検討に当たっては、国際的な観点や我が国の低炭素社会づくりに向けた歩みを進めるといふ考えから、是非お考えをいただきたいと思っております。

早口になりましたけれども、環境省からの地球温暖化対策税についての説明を終わらせていただき、実現に向けての議論を是非深めていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。次に、地方環境税について小川政務官から説明をお願いいたします。

○小川総務大臣政務官

資料をごらんいただきたいと思いますが、これも、国税を中心としたより上位の政治決定がある場合という前提でお聞きをいただきたいと思っております。

2 ページ目、ガソリンに対する地球温暖化対策税が導入された場合には、同様に、やはり軽油に対しても地方税として課税をすることを前提に検討したいと思っております。なお、現行の税負担でございますが、ガソリンがリッター当たり 55.84、軽油がリッター当たり 34.14 という状況でございます。これらが議論の前提になろうかと思っております。

併せて、地球温暖化対策税が創設された場合の議論でございますが、地方自治体が環境関連の歳出を総額で 1.5 兆円行っている現状に鑑みまして、一部譲与税などの形で御配慮いただく仕組みを御検討いただきたい。これが 2 点目でございます。

併せて、地球温暖化対策税が創設された場合に、揮発油に関連した譲与税の暫定税率分の部分についても、補てんを検討することが必要になろうかと思っております。

最後に、環境自動車税でございます。公約に従いまして、自動車税と自動車重量税の一本化を検討した場合、環境目的に合わせた形での環境自動車税の創設を 23 年度を目途に検討を進めたいと思っております。

以下、参考資料でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、御意見等をどうぞ、どなたからでも結構でござ

ざいます。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

まず、暫定税率の関係でございませけれども、暫定税率は我が党のマニフェスト主要項目の中でも最も重要な項目でございませ。これについては、いろいろ議論が今までもございませし、昨年の4月1日から1か月間だけ、廃止ということになった際もいろいろな議論がされませ。民主党のマニフェストをつくる際にも、最終段階において暫定税率を廃止するというところについての最後の議論の中で、財源の問題を考えたときに、少し先送りをしてはどうだろうというような提案もなされませ時期がございませけれども、やはりこれは国民との約束であり、マニフェストの最も重要な、優先順位も1、2番に匹敵するという観点からすれば、やはり暫定税率ははっきりとこの際廃止をすべきだという立場に立ってございませ。

確かにマニフェストに対しての見直しとか、国民の皆さんの許容というものについては、大分緩やかになってまいり、幅広くなってまいりませ。必ずしもマニフェストにこだわる必要はないのではないかとすることは、世論調査を見てもかなりの数字が上がってございませ。

しかし、さはさりながら、この暫定税率だけはやはり最も重いマニフェストでありませから、この際しっかりと来年の4月1日から廃止すべきであると思ひませ。

それに対しての地方での財源の不足をどう補うかということについても、それぞれのお考えがあると思ひませが、これも実は昨年の4月1日のときにもいろいろ議論がされませ。是非ここについては政治判断、政治決断をしていただきたいということでありませ。

加えて、これにつながって平行移動で環境税を創設するというところについては、全く反対でございませ。これをやることによって、国民の皆さんに何かだまし討ちのようなことになっていくであろうということと同時に、先般も申し上げませが、経済産業省としては環境税、地球温暖化対策税については否定してはおりませし、これから私どももしっかりと制度設計を行いながら、この地球温暖化対策税というものをつくり上げたいと思ひませ。

特に今はそのために、固定価格買取制度や地球エネルギーシステム、すなわちスマートグリッド等を含めて、あらゆる施策の検討に入ってございませ。このCO2削減25%を実現するためには、やはり産業界の皆さんや国民の皆さん、そういう国を挙げての合意形成を果たさなければ、これは到底不可能でございませ。環境省の案についても、前回もいろいろ私どもの立場で申し上げさせいただきましたが、この後またほかの方の御意見もいただきながら、細かい論点についてはお話をさせていただきたいと思ひませ。

いずれにしても、暫定税率を廃止すべきであり、なおかつ、それに平行移動して環

境税を創設するということについては反対であるということをもまず申し上げさせていたいただきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

どうぞ。

○中川文部科学副大臣

これまでの議論、ペンディングはわかるんですけども、地方の議論とかこの資料を見ていると、ガソリン税や軽油引取税を廃止して環境税に置き換えたときに、家計がどうなるかということから始まっていますけれども、この議論をするとさっきの経済産業省の観点からも反論になってくるだろうと思えます。

だから、ガソリン税、揮発油税の議論は、その一つ。それから、この環境というものに対して、どういうスケジュールで、川下・川上も含めて、どういう形でかけていくのか。あるいは暫定税率の中でも車両と燃料との議論を分けるということもあると思うんですが、その辺は少し分けて議論をしていくということをやって、やった上で結論を出してから、こういうことで家計に実際どういう影響が出るんだということはいいいと思うんですけども、今から家計にどういう影響が出るかということをも前提に議論していくのは、なかなかまとまらないんじゃないですか。

○峰崎財務副大臣

環境副大臣、どうぞ。

○田島環境副大臣

いましがた経産副大臣の方から御発言がございましたので、私どもの方から、誤解なきようにという意味で発言させていただきます。平行移動というふうにおっしゃいましたけれども、私どもの導入後の形は、それこそ単に暫定税率の上乗せ分をそのままそっくり地球温暖化対策税にするというようなシンプルなものではなく、先ほど御説明させていただいたように、横ぐし的にすべての化石燃料にその炭素含有量に応じた形で課税をする部分が入っておりますので、いましがたお話をいただいた平行移動というストレートな部分には当たらないのではないかと考えております。

加えて、だまし討ちというような御発言もありましたけれども、やはり私どもは世界に向けてもう既に表明をしたという実績を盾にして、1日対策が遅れば温暖化が更に1日進んでいくということを考えなければならないと考えているところでございます。勿論、課税による使用抑制、また用途による効果というものを両面でしっかり狙うには、温暖化対策税の創設しかないのではないかと考えているところです。

以上です。

○渡辺総務副大臣

田島副大臣に伺いたいんですが、用途を特定財源としないでチャレンジ 25 実現に向けた歳出に優先的に充てるとすると、これはどう担保しましょうか。

○峰崎財務副大臣

御説明をどうぞ。

○田島環境副大臣

担保と申し上げましても、やはりここは税調の中での一定の議論を踏まえさせていただけなければならないだろうと思っております。勿論、全体の政府としての支出の予算としては、2兆円という規模から今回この税制のスケールを決めさせてもらってまいりました。とは言いながらも、その使い道についても、私どもも温暖化対策の主力に使わせていただきたいという思いがございますけれども、過日の税制調査会の中でも、それこそ社会福祉であるとか、地方へとといったようないろいろな御意見をちょうだいしたわけがございますので、この下の部分についての担保と申し上げますよりも、私どもがすべてこれを目的税的に使うよりは、皆さんの御議論をしっかりと積み重ねた上でやっていくべきではないかということから、あえて一般財源というふうにさせていただいております。

○渡辺総務副大臣

これは、税調ではなくて、私の個人的な考えなんですけれども、温暖化対策税ということであれば、仮称ですから名前は変わるかもしれませんが、目的税にした方がすっきりすると思うんです。何にでも使えるのであれば、結局財源補てんでしかないというふうに思ってしまう。やるのであれば目的税として用途を制限した中でやる議論というのはいないんですか。

○田島環境副大臣

私どもも当然温暖化対策に使わせていただきたいということは申し上げたとおりでありますけれども、やはり旧の道路特定財源のように、いわゆる財政の硬直化につながりはしないだろうかということも考えさせていただいて、厳密な1対1の対応関係での特定財源の新設というものについては、現政権全体で慎重に考えていくべきであろうということから、このような配慮をさせていただいたところであります。

○峰崎財務副大臣

山田農水副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

暫定税率の廃止については是非言っておきたいと思っておりますが、これは是非実現してもらいたいと思っております。というのは、都会に住んでいれば、バスとか地下鉄で済むわけですが、中山間地域、特に離島等においては、例えば対馬の中でも比田勝から厳原までバスで片道3,300円かかります。バスが1日に2回しかありませんから、どこのうちでも一家に2台か3台車があるわけです。ほとんどのうちがガソリンが生活そのものなんです。ですから、まず地方と中央との格差の問題がありますが、これの一番大事なことは中山間地域とか離島などの地方でガソリン税を下げる。東京にいれば車の必要はないんですが、そういったことを考えて、暫定税率は必ず、いわ

ゆる我々のメインのマニフェストですから、どんなことがあっても廃止してほしいということですが。

もう一つは、それに代わって環境税を取るんだという話があります。これは私ども農水の分野でも、今まで林業として環境税の問題を環境省と一緒に協議して提案もしてきたようでございますが、我々農水としては政務三役できっちり話し合いました。今、確かに森林吸収源とか、CO₂の問題というのは非常に大事な問題であったとしても、暫定税率を廃止して、だまし討ちとは言いませんが、言わばすぐにガソリンに対して環境税を取るんだという形だったら、結果として同じではないか。そうすると、マニフェストで約束したことはどうなるんだということに、地方にとっては、特に過疎地については大変な打撃を受けることになります。

もう一つ言わせていただければ、先ほど総務副大臣も言いましたけれども、温暖化対策と言いながら、今、本当にどういう対策を取るのかという確たる政策もまだ煮詰まってない中で、ただ、25%カットするために、温暖化対策のためにこれが必要だから是非やるんだとか、あるいは税収がどんどん少なくなっているんで、これを今やらなければいけないんだとか、そういう話ではないと思うので、そこのところは、私ども農水の分野からも、この環境税については協議しまして、今回導入することは反対である。そういう結論に達しておりますので、改めて申し上げさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

また発言されておられない、厚労副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

環境税の導入は絶対に必要であります。これはもう民主党のNCにおいても、ずっと議論したところでもありますし、中川さんが税調だったときか、トン当たり 2,000とか 3,000とか数字も入れて議論をしたはずでもあります。

道路財源のとき、これも去年随分やりましたけれども、暫定税率は道路特定財源の道路をつくること、受益者負担を原則とする税金であって、29年につくって49年のときに暫定税率を入れて、それでもう一般財源化したので、もう目的は達成されたので暫定は要らないという議論と明確に、原因者負担というか、PPPの原則に基づくところの環境税の議論は、たまたまこの同じ税調でこのタイミングで議論していますけれども、全く別物ですから、平行移動というような考え方ではなくて、やはり成熟した先進国の中における、総理もそうですけれども、90年対比ということにこだわりながら25%といった瞬間に、あれが対比年度、90年に決めた段階で、相当の覚悟がなければ達成できない状況の中においては、環境税の導入は必要だと思いますし、ただ、これを目的税化するのか、税調で有識者ヒアリングをやったときに、たしか阿部先生だったか、これを社会福祉財源として使ってもいいのではないかということもありましたけれども、財政の硬直化を招くのであれば、一般財源化をして、そして使い道としては社会保障も考えられる、あるいは環境政策も考えられるというようなとらえ方

の中で、議論をしていくべきものだというふうに思っております。

○峰崎財務副大臣

大塚副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

暫定税率は私も廃止するべきだと思うんですが、環境税は、やはり景気に対する配慮と、制度設計がまだ十分に議論されていないという意味において、来年度はちょっと難しいのではないかと思います。

特に後者の観点に関して申し上げますと、温暖化対策、地球に配慮した国づくりをするということは、もうあらゆる分野に関係してくる話なんです。一つだけ私の思いつきの例を申し上げますと、これは削減率の設定の仕方とも関係してくるんですけども、例えばブラジルや中国は随分大胆な数字を出しましたけれども、あれはブラジルは先々こんなに使うのは、森林を減らさない代わりに実際はCO₂をこれだけ削減するとか、中国にいたってはGDP 1単位当たりの排出量とか、全く今までと違う概念を持ち込んで土俵づくりをしているわけですね。

例えば私などは、だったら、国民1人当たりの消費カロリー量というのを基準にしたらどうだと最近言っているんですけども、それはどういう意味かということ、当然消費、何かを食べたり消費すると、その食材をつくったり、包装紙をつくったり、すべて生産活動に関係してくるわけで、そうすると、日本の消費カロリーはアメリカの半分ですし、それだけでも随分温暖化対策には貢献するわけですが、みんなでそういう形で、1人当たりの消費カロリー量をベンチマークにした温暖化対策の議論をしようということになると、これは厚生労働省とも大きく関わってくる話で、そうすると先ほどの環境税の使途として、チャレンジ25実現に向けた施策パッケージというときの政策パッケージというのが日本人のライフスタイル全体に関わるような対策をしないと本当の環境対策にならないので、いろんなところに関係してくるわけですから、では仮に環境税がスタートしたときに、その財源をどこにどういうふうにするんだというのは、今の私の少し飛び抜けたような話で恐縮なんですけれども、そういう話からも推測していただけるとありがたいんですが、そんな簡単に制度的にできない話なんです。

だから、環境税そのものには賛成ですけども、十分に議論する時間は確保した方がいいのと、今度は逆向きに申し上げますが、たまたま今、景気もこういう状況なので、まず、暫定税率廃止を先行させて、しかるべき時期に環境税をしっかり納得づくで入れるという方がいいのではないかと思います。

○峰崎財務副大臣

外務副大臣、どうぞ。

○武正外務副大臣

暫定税率の廃止については、やはり公約でありますので、これを実施すべきである、

景気に対する配慮も当然のことと思います。

それをイコール環境税にということは、なかなか説明責任から言って難しかろうと思います。また、景気に対する配慮も当然出てくると思います。ただ、今日からCOP15が始まっておりますので、また、日本がリーダーシップを取ろうということで国連での総理の演説もこれありということですので、やはりこのCOP15の推移も見ながらいかなければならないということも、我が国の置かれている立場としてある。

ただ、いずれにせよ、説明をしっかりとしていかなければ、新たなる国民の皆さんに負担を求めるということになりますので、そこはやはり丁寧にしていかなければならないということだと思います。

○峰崎財務副大臣

大島さん、どうぞ。

○大島内閣府副大臣

これは地域的な話でして、沖縄担当としては暫定税率が廃止をもしもされる際には、沖縄の特殊な事情を考えて、今ガソリン税の軽減措置があるものですから、それについては沖縄は非常に景気が悪くて、車社会でございますので、一定の配慮をしてほしいというお願いでございます。

もう一つは、今、大塚副大臣からお話がありましたとおり、多分、来年、再来年、景気がよくないと思うんです。ですから、その中で、地球温暖化対策税を入れることの景気に対する影響、財政が非常に厳しいということも承知はしているんですけども、まだ国民の理解が得られない。もう少し時間がかかるのかなと考えております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主政策審議会長

この論議はいつも難しいなと思って聞いておりますが、暫定税率を廃止するということはおそらく私どもの社民党もマニフェストで出しましたし、民主党の皆さんも政権公約でありますので、とりわけ上乘せして取ってきて、道路をつくり続けるという意味では、やはり廃止をしなければならないし、そこは皆さんと御一緒であります。

そうした上で、しかし、廃止したことに伴って増える二酸化炭素の問題もやはり地球温暖化対策の上から加味しなければならないだろうということで、私は基本的には環境省の案に賛成なのですけれども、しかし、例えば経産省も環境省もお示しですが、7ページにございますように、おそらく下のモデルというのは、都市部で御高齢でお2人暮らしの御家庭、車を保有していないところは増税という形にならざるを得ない。そうであれば、やはりさまざまな社会保障分野に還元するということも考えていかないと、環境税をいただく一方で、増税ばかりになるという方が出てくるということも大変懸念をするものですので、田島先生には、ちょうどモデルで出して

ただいた上段の車を保有、下段は車を保有していないというところの負担の明暗の問題を、どのようにお考えになるか、これは温暖化対策税を半ば目的税化すると、この部分というのは負担を負う人は負うということになってしまいます。そこのお考えをお聞きしたい。だから、できればこの環境税の制度設計では、より広く何らかの形でなるべく税制中立的に、あまり負担が加わる層とそうでない層で差ができることはいかがかなと思うんです。そこのお考えを示していただきたいと思います。

先ほど山田先生もおっしゃったように、このガソリン税の廃止というのはおそらく離島等、もうそこしか依存できない部分で、疲弊した部分には大変副因になると思いますので、そこはそこで認めた上で、しかし、増える二酸化炭素、そして環境税の制度設計をすればしたら、地球温暖化対策のみに使うものとしてよいかどうかについて、もう少しお願いします。

○田島環境副大臣

御質問ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、今回はたまたま関東地区に在住の世帯を想定してお示しいたしました。実は今日皆さんにはお配りしておりませんが、更に東北であるとか北海道に至りますと、この税負担額というのは更に大きくなってまいります。とりわけ車を持たない家庭の方が大きくなっていく。このことは否定できない事実として数字もあります。

私どもこうした状況、本来ならば自動車を持っている人の方が、負担が大きくて当然ではないか。担税力があるんだからという発想からしても、どうも逆転をしているところに矛盾を感じることもあります。これはやはり暫定税率というものが今まで大きく上乗せをされていて、今度は新たに導入させていただいたならば、リッター当たり約5円ガソリン価格が安くなるということから、このような逆転現象が起こっているのは事実であります。

こうした部分については、いましがたお話もいただいたとおり、税収の使途において総合的な対策を進めなければならないと思っています。例えばできるかどうかは別として、福祉の分野の部分でサポートする。例えば寒冷地域等々については、かつてあったんでしょうか、灯油券を配るといったような何からの使途について総合的な対策を取っていくことも可能ではないかと思っています。

こうした負担がかかる世帯とそうでない世帯というのが明確に、今回新たな税制を導入することによって分かれてくるのも事実でありますから、さりとてCO₂の削減をしていかなければならないという点で、御指摘いただいたように価格との整合性等々を考えていくと、安くなったらそれで使用量が同じように削減することができるのかという点についても、併せて皆さんにはお考えをいただきたいと思っていますところでもあります。

○峰崎財務副大臣

山田副大臣、何か答弁ございますか。

○山田農林水産副大臣

もう一つ、今、本当にデフレで景気が大変な状況にあるわけなんですけど、こんなときに、地方にとってみれば、8兆円の補正予算を組むよりも暫定税率を廃止した方がよほど景気対策になるのではないかと。特に、また農林漁業者にとってみれば、軽油引取税ということで免税になっておりますから、これが新しい環境税等々で税金がかかるということになると、約40万戸の農家と漁家はその恩恵を受けて、何とかこれでやりくりして、農業と漁業が続けられていっているわけですが、それにも多大な影響を与えて、いわゆる景気を更に落ち込ませる要因になりかねない。そういう意味では、ここは景気対策も本当にしっかりと考えて、8兆円の補正予算をやるのであれば、まずはこの暫定税率を廃止してということ強く主張しておきたいと思っております。

○増子経済産業副大臣

今までの議論を総括してみますと、だれしもが地球温暖化対策税について、環境税について、反対ではないと思うんです。私達も決して反対ではありません。ただ、時期をいつにするかというところが大きなポイントだと思うんです。先程申し上げたとおり、暫定税率と平行移動してやるということについては、景気対策という面を含めても、今はその時期ではないだろうという流れのような気がいたします。

その中で幾つか各論で申し上げるとすれば、この環境税は国民の皆さんに幅広く税の負担を求めるということが原則だと思います。そうしますと、受益と負担というものについてしっかりと明確にして、国民の皆さんの理解を十分得るということが何よりも一番大事なことだと思っております。

それから、温暖化対策目的で国民の皆さんに負担を求める以上、これはやはり一般財源というよりはあくまでも目的税としてまさに温暖化対策に使うべきではないかということ強く申し上げさせていただきたいということが1点です。

更に先ほどすべての化石燃料に課税する部分とか、いわゆる石油石炭税等の問題もありますが、これらについても環境省さんが、石炭石油税と合わせて徴収される分の表現を用いておられるようですけれども、一般財源はあくまでも環境省さんの前提条件であって、そうすると、これは全く石油石炭税とは別の税目でやるのが筋だろうと思っております。

我が経済産業省は、石油石炭税は、エネルギー対策特別会計において、省エネや新エネ対策に確実に充当するという仕組みになっていることを、あえて申し上げさせていただきたいと思っております。

また、欧州においては、排出量取引制度に先行して地球温暖化対策税を導入することがあるとありますが、これはちょっと違うのではないかと。欧州においても、排出量取引制度とか環境税を一体に議論しながら、課税のみを先行している例はありません。こここのところだけは環境省さんの方にも十分把握をしていただきたいということでございます。

それから、欧州等では、石炭や天然ガスの税率は高いのではないかという話も先ほど御指摘がありましたけれども、欧州では表面上の石炭や天然ガスの税率は高いんですが、ここには大幅な減免制度があるんです。ですから、実際の納税者の負担を示す実効税率は、むしろ日本の方が高水準なんです。ここに減免制度を設けるといふことであれば違うんでしょうけれども、以前にも申し上げましたが、寒冷地とか、僻地、離島等々を含めて、さまざまな要素がありますので、この減免制度というところの違いの中で、むしろ欧州の方が安くて、日本の方が高いということになっていることを是非御承知をいただきたいと思います。

結論から申し上げますと、25%CO₂削減を実現することは、鳩山政権の最大の国際公約でありますけれども、そのためには制度設計をしっかりとやっていかなければいけない。排出量取引、固定価格買取制度、スマートグリッドを含めて、これらをしっかりとやることによって、そこで新産業を創出して、雇用を増やして、技術の革新を更に進めて、その上で地球温暖化対策というものに組み込んでいくことが何よりも大事だと、私はこのところを御理解いただいて、今、すぐに導入すべきではなくて、一定の期間を置いて、あらゆる国民階層に理解をいただいて、納得をいただいて、合意形成をいただいた上で、これは導入すべきだということを変更して強く申し上げさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

大分議論が進んでおりますが、なかなか尽きないようなところがありますけれども、どうしても強調しておきたいことがあれば、まず厚労副大臣、そして文科副大臣と続いてお願いします。

どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

今の経産のお話も拝聴しつつ、しかし、やはり鳩山政権の中における総理の強いメッセージ、例えば税収が減ったとしても、健康のためにはたばこ税をとという発言もありました。そうすると、必然的に上げ幅も決まってくるという状況の中、それから、国連演説を聞いていても、どう考えても環境のための、CDMとか排出権取引をやっても、実態を減らしていかないことには何もならないわけですから、環境のことに関する税制とか、どうせ、またおしかりを覚悟で言わざるを得ないんですが、現下の経済状況と財政状況は百も承知でありますけれども、少なくとも、この民主党が今まで目指してきた方向性の中において、国民の皆さんに理解をいただく現下の経済状況とか制約案件があるけれども、しかし、目指す方向はこういったところだけの確認は、是非、取っていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

今後の議論の枠組みの提案をしたいと思うんです。

このガソリン税、暫定税率については、いわゆる財源ということとのバランスの中で、フルでやるのか、全部を一括してやるのか。それとも、途中で止めるのかというようなことをトータルで議論をしていくという、この枠組みをひとつつくってもらいたいということ。

それから、環境税については、私も思い出したんですけども、私、税調をやっていたときに、価格連動性といいますか、ガソリンの価格が上がったから消費が下がるとか、あるいは下がったから消費が上がるとかという連動性は非常に小さいものだ。そういう意味では、これは役に立たないんです。これを入れるということ自体は、これを財源にして環境分野へ向いて、さっきお話が出ましたが、目的税化するということであるとか、あるいはドイツみたいに、逆にそこところは割り切って、財源だという形で福祉関連に使っていくとかというような、いろんな選択肢があるんだと思うんです。

ですから、これ自体がエネルギー消費に関連するということでないという前提で、もう一回、環境省の方でモデルをはっきり組んでもらいたいというふうに思うんです。モデルを組むということは、何に使うかということも含めて、あるいは何を単位に課税するかということも含めてです。それで、その中でいつからやっていくかということも改めて議論するということで、切り離してやっていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

特にありますか。議論がやや延々と続く感じがしないでもないのですが、そろそろ整理したいと思っているんですが、どうしてもということであれば。

○大塚内閣府副大臣

短いです。

○峰崎財務副大臣

それでは、いいですよ。補強する点があったら、どうぞ言ってください。

○大塚内閣府副大臣

先ほど増子副大臣が、あとは導入時期の問題だとおっしゃって、でも、やはり制度設計は何人かが言っておられますし、私も言いましたけれども、制度設計は本当に大事だと思います。

これは繰り返しになりますが、ライフスタイル全体に関わる話なので、環境省の田島さんには怒られるかもしれませんが、ひょっとすると、環境省担当でいいのかという気すらするんです。もっと大きな税制の変革ではないかという気もするので、是非、十分な議論をして、今回の大綱では、しかし、ずっと先送りにはしないということだけを明確にしていきたいというふうには思います。

○大島内閣府副大臣

1点だけ、先ほど鳩山首相の90年比25%、固い決意はそのとおりだと思います。

ただ、今年、来年と経済が落ち込んでおりまして、多分、CO2の排出量が相当落ちているはずだと思いますので、その点についても考える必要があるのかなと思います。

以上です。

○渡辺総務副大臣

最初的时候から議論しているんですけども、中川先生がさっきおっしゃった、本当に22年度から暫定税率を廃止するという中で、時間差なのか、段階的なのかですけども、これはやはり当然、議論しなければいけない。財源がなくて、ただ、これを全額見直せるかどうかという、これは大変大きな問題だと思います。

先ほど田島副大臣に御質問させていただきましたけれども、やはり党内の全員が、閣内はもとより、この環境税導入に当たっての理念とか哲学とか、そういうものを胸を張って言えるようにしておかないと、国民福祉税構想の二の舞になって、結局、めろめろになってしまって、撤回などという話になるのではないかと。つまり、やはり我々はこの理念と哲学の問題、こういう新税は必要だということをしっかりつくらないと、今のままでは、とてもではないけれども、理論的にも議論できないだろうと私自身も思っています。

ですから、党内でやるためにも、やはり私はしっかりつくって、参議院選挙の前の、それこそマニフェストを出すのであれば、マニフェストで党の人間が責任を持って、絶対必要なんだということを言えるような、こういう制度であるということを言えるように、私はマニフェストで問うべきだと思うんです。これだけ大きい税ですからね。私はそう思います。

○田島環境副大臣

この温暖化対策税につきましては、環境省からもずっと毎年、創設の要望が上がってまいりました。民主党の政調の中でも税調で、また環境部門ですべて議論も重ねてきた部分でありまして、先ほど引用されました国民福祉税のように、一夜にしてぽつと出てきたようなものとはまた少しわけが違うというふうに、私は思っております。

今回のこの温暖化対策税につきましては、やはり何があっても鳩山総理のあの御発言を基にして、私どもはやはり、あらゆる政策を総動員してやらなければいけない。そのためには財源も必要だ。そして、皆さんがしっかりとCO2削減をしていこうと思っただけのような仕組み、仕掛けが必要だ。だから、この温暖化対策税をつくって、その使い道をまた温暖化対策に充てていこうということからの提案でもあります。

私たちは何も、すべて環境省だけでつくろうという考えではなく、改めて一般財源として皆さんに御議論をいただいて、制度設計を重ねていくべきだという思いから、こうして非常に緩やかな形で税調に提案させていただいているのでありますので、待ったなしだということだけは御理解をいただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。そろそろというよりも、これは国家戦略室マターとして

議論されているのは皆さん御存知のとおりです。

1点、今、確認といいますか、お話を聞いていて、地球温暖化対策税を入れることについてはだれも否定する人はいないんだという確認が得られたというのは、私は大変うれしいことだと思っております。と申しますのは、今から2年前の税制改革のアクションプログラム、あるいはその前の大綱で、地球温暖化対策税をその年の秋までにつくりますということをお約束して、実は税制調査会、野党時代ですけれども、これは阿部さんにはわからないといいますか、阿部さんのところではない政党で、それでは、誰がこれをやるかというときに、誰もなり手がいなかったというのが率直なところでございます。

それで、新税は悪税ということがあります。ですから、これは暫定税率を下げて、そして、何年か経って、また新しく理念や、あるいは税目や、課税客体や、そういうことをしっかり議論してやりますというときに、本当にそれが実際にできるかどうかというのは、過去に新しい税をつくる時にどんな苦勞をしながら進んできたかということだけは頭の中にインプットしておいていただきたいと思っております。

そういう意味で、そういうことも含めて、今、国家戦略室で各省庁のヒアリングなどが行われ、とりまとめといいますか、議論がされていると聞いておりますので、それらの検討状況と、今、皆さん方が発言なさったことは全部記録にとどめておりますので、それらを含めて引き続き、また議論をし、最終的に今年の大綱の中でとりまとめの方向に行きたいと思っております。

これがどういうとりまとめになるかは、今のところでは私のところまで正しく聞いておりませんので、これは藤井会長、国家戦略室の菅会長代行、あるいは原口会長代行等のところでしっかり議論されていくべき課題だと思っておりますので、是非、そういった点で、これも最終的なまとめの方で確認をしていきたいと思っております。

○増子経済産業副大臣

確認でよろしいですか。

○増子経済産業副大臣

今のお話で結構だと思います。ただ、大事なことは、3大臣に一任するという形ではなくて、今、峰崎座長のおっしゃるとおり、この場で最終的に確認をして、決定をしていくということによろしいですね。

○峰崎財務副大臣

そのとおりです。

○増子経済産業副大臣

ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

座長がまとめていただいた後、前後して恐縮ですが、地方税の関係のところ、小川政務官から話がありました。それで過日、この場でも整理いたしました。皆様のお話の中に暫定税率というところの揮発油税、燃料課税ということを中心に想定をいただいておりますけれども、実は取得段階で自動車取得税というものが本則3%に対し5%の暫定税率がかかっている。そして、保有段階で地方税が、今、議論になりました自動車税。これは排気量で課税されていますけれども、これについては暫定税率がない。重量で課税されている自動車重量税については暫定税率があります。そして、走行段階で国税である揮発油税、地方税である軽油引取税という整理になっているんです。

この際、小川政務官の方からは、地方の自動車税と自動車重量税のやがて統合ということでお話がありましたけれども、この自動車税というものは既に御案内のとおり、その地域で走行していただく、言わば地域の回避性があるような資産税としての課税である。それで重量税の方は、いわゆる車検の際に納めるという権利創設税的な意味合いの税でありまして、これは納税者の理解という言葉は諸先生方は何人もおっしゃっていただきましたけれども、保有段階で排気量と重さという二重の課税をしている。ですから、ここの整理をしていくということが税の論理としては、暫定税率を廃止するんだというあの運動を巻き起こしたときの原点であったかというふうに承知をいたしております。

ですので、是非、この消費税とのタックス・オン・タックスの議論も併せて、取得段階、そして、保有段階での整理ということをしちんと、この税調の場で議論をしていく。その延長線に、恐らく小川政務官が言われた保有段階での税の簡素・軽減化という意味で、簡素というのはおそらく一体にさせる。軽減というのはおそらく暫定税率を廃止するんだらう。こういう整理の中できちんと議論をしていった暁には、おそらく政務官から提案のあったような方向性に将来形は収斂していくんだらう。そういった議論を、またこの場で是非、税の理屈の世界としてよろしくお願ひしたいと思っています。

○峰崎財務副大臣

それでは、次に市民公益税制（寄附税制）について、古本、小川両政務官から説明をお願いいたします。すみません、簡潔にお願いいたします。

○古本財務大臣政務官

寄附税制でございます。お手元に資料をお配りしておりますが、随分、内閣府との調整の中で詰まってきておりますので、資料をめくっていただいて、特定非営利活動法人の申請における実績判定期間については、1年延長ということで要望を認める方向でおります。

2点目の認定NPO法人の申請書類の明確化等による手続の簡素化につきましては、認定の申請時及び各年度の提出資料のうち、当該NPO法人が所轄庁にも提出してい

るものにつきましては、所轄庁から国税当局に送付してもらうようにいたしまして、NPO法人からは国税当局への提出は不要といたしたいと思っています。おそらく、これで随分変わると思います。

更に、認定申請時の各年度で提出を求めております寄附者リスト。これも初回申請時のみ提出を求めることといたしまして、その後の各事業年度分については、保存だけをお願いをしたいと思ひまして、国税当局への提出は不要といたします。この辺で加藤副大臣からもいろいろいただいていたところが随分よくなると思ひております。

それから、審査体制、事前相談窓口などの拡充も図ってまいりたいと思ひております。

要望の3つ目の認定NPO法人の審査期間の短縮でありますけれども、これは頑張つて6か月ということで何とか御理解をいただきたいと思ひております。

それから、寄附文化の醸成に向けた寄附税制の拡充でありますけれども、これは中川文科副大臣から夢のある話をせよという御指示の中から、5,000円を2,000円に引き下げるということをいたしたいと思ひております。よつて、日本にどういふ寄附の文化が根付くのか、是非互いに検証し合ひたいというふうに入ひております。

めくつていただひて、認定NPO法人のみなし寄附金控除限度額の引き上げでございますけれども、以下、研究開発力強化法に基づく開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設と、寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充の中で年末調整をしてほしいという御要望。更には、給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設。この4点につきましては、是非来年、きちんとPTを構えて、その中の議論で充実したものをやつていきたいと思ひておりますので、そこに委ねたいということで何とか御理解をいただきたいと思ひております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税をお願いします。

○小川総務大臣政務官

地方税の部分でございますが、資料をおめぐりいただきたいと思ひます。平成20年度改正におきまして、相当な寄附税制の拡充を行つております。都道府県または市町村が条例指定した寄附金を控除対象に追加いたしました。また、控除方式は税額控除に変更。更に、寄附金の下限額は5,000円ということで、大幅に拡充しております。更に、この年は「ふるさと寄附金制度」も併せて創設いたしてあります。

今後、PT設置ということでございますので、さらなる検討をこの場で進めてまいりたいと思ひます。

条例指定ができる寄附金の範囲は、おめぐりをいただいた2ページでございます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、内閣府副大臣、どうぞ。

○大島内閣府副大臣

ありがとうございました。

内閣府の特定非営利活動法人に係る要望のうち、実績判定期間の特例措置の延長、書類の簡素化等の認定手続の簡素化、審査期間の短縮及び審査体制の強化に関しましては前向きに御検討いただいております、大変感謝しております。ありがとうございます。

このうち、特に審査体制の強化につきましては、是非、1つお願いしたいことがございます。認定に当たり、十分な事前相談や迅速な審査事務を実施するためには、やはりその業務量に応じた人員が必要になってまいります。現在、全国12か所の国税局においてこうした事務を行っておりますが、全国にある特定非営利活動法人にとって窓口が少なく不便な状態となっております。こうした状況を解決するため、例えば各都道府県に最低でも1か所、事前相談を行う拠点を設置するようお願いいたしたいと思っております。

行政改革の流れの中で人を増員するのは決して容易ではないと存じますが、必要な人員を国税庁や局に対して手当てしていただきますよう、是非、お願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

相当、大胆に2,000円まで下がるというのは私も、2,000円まで下がってすごいと思って見ているんですけども、あるいは地方税の方も今まであまりこういう税の方はやらなかったんですが、これも大胆に進んでいるということで、非常にそういった点は進んできたと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

それでは、これは方向性としては大体、今、内閣府副大臣の方からいろんな要望はまだ続いておりますが、体制は整備するけれども、この方向で整理したいということで、まとめの方向に向けていきたいと思っております。

それでは、先週末に引き続きまして、個人所得課税でございますが、前回税調でお願いしました資料につきまして、長浜厚生労働副大臣の方から御説明をいただきたいと思っております。

○長浜厚生労働副大臣

先週末に議論になりましたところの論点について、私なりに整理をしてきましたところの資料「扶養控除の廃止と新たな控除の導入に関する社会保障分野における論点について」という、たしか座長のポイントはこういったところかなというふうに思っております。

この資料を見ていただいて、まず1点目の論点として「所得税・住民税の扶養控

除を廃止した場合の社会保障制度への影響」ということをございます。

医療や福祉の制度は、保険料や一部負担を決めるに際して、所得税額、住民税を用いているというところは御承知のとおりでございます。扶養控除を単純に廃止した場合には、厚生労働省関係で言うならば 21 の制度に影響があります。

それは、その裏の 2 ページに書いてあるところでございます。私ども以外では多分、文科省関係の私立幼稚園就園奨励費補助とか、高等学校交通遺児等授業料減免などが入ってくると思っています。

この表にあるところの、色分けしてありますが、影響が出るであろう 21 の制度が並んでおり、これは所得税・住民税のいずれか、または両方に準拠して、一部負担額などが決まっていることがわかるようにしてあります。関連制度と、活用している事項、活用方法、概要。そして、所得税なのか、住民税なのかということで、後ろに○が付いています。

そして、前回提案がありました所得税において「特別調整控除」というものが創設された場合には、現在非納税者である方については引き続き非納税者とするための措置ですから、非納税者となるため、所得税の課税・非課税で負担を変更している制度については、非課税だった人が課税になって負担が上がる。こういう影響はありません。

また、住民税については、非課税限度額を維持するというふうに、その制度と連動してきておりますので、これについても影響はないというふうに思います。例を出せば保育サービスの利用料であります。その利用料を決定する区分なんですけれども、所得税の課税・非課税が用いられています。所得税非課税の方が扶養控除の廃止によって所得税の課税の対象となるケースが考えられます。こういったケースは、利用者負担額が月に 1 万 9,500 円から月に 3 万円になるというケースが考えられます。しかし、今、申し上げたように、この間、財務省さんからも御説明があった「特別調整控除」が創設されれば、このようなケースは避けられるというふうに思っております。

また、前回提案のあった、名前で随分議論があったところでございますけれども、成年障害者等扶養控除というのでしょうか、それが創設された場合は、これは今、この表を見ていただいたところの青色の部分です。3つ、1～3と書いてあります。障害者や難病の方、これは肌色の部分です。4～9です。これらは新たに税額控除を受けることができるので、負担増の影響はかなり減殺されるのではないかとこのように思っております。

障害者が医療を受ける際に支払う金額の上限額、あるいは難病の方が医療を受ける際の自己負担額などを決定する際に、所得税額を基準にして決めております。扶養控除がなくなった場合、税額の上昇により負担額が増加する懸念がありますが、税額控除が創設されれば、負担の増加は、今、申し上げたように、減殺されることに

なるかもしれません。

また、前回提案のあった新たな税額控除、今、申し上げた成年障害者等扶養控除については、年少の方が対象とされていませんので、何らかの措置を講じなければ、年少の方を対象とした社会保障制度上は扶養控除が廃止される影響を受けると思っております。このため、児童を対象とした制度、今度はこの黄色い部分でありますけれども、これについては、負担の基準を見直すことを検討する必要があるというふうに思います。

障害者の方、難病の方、あるいは児童を直接対象としない国民健康保険などの5つの社会保障制度、これは17～21の色のない部分です。これについては、保険料等の負担者の非扶養者に69歳以下の方がいた場合の対応については考える必要が出てくると思います。国保の保険料の決定は、扶養控除の廃止が保険料の額に影響する保険料算定方式を取っている自治体が39ありますので、この部分においては影響が出てくると思います。

具体的には、国民健康保険などの保険料等を負担する方のうち、どのような方を対象に新たな税額控除の範囲を設定するか。それから、それ以外の方は新たな控除の対象とならずに、基本的に負担が上がることとなりますけれども、その方に対しての激変緩和措置を講ずる必要が生まれてくるというふうに思っております。

それから、3ページの論点の「新たな控除について、従来、年収で判定していた被扶養者の範囲を外形的・実質的な状態で判定することになるが、どのように行うか」。つまり、扶養控除という形の中で税額が変わってきますので、今までは数字でぴたっとやっていたけれども、この問題です。

これは3ページに書いてありますように、今、申し上げた国保の課題のうち、新たな税額控除の範囲をどうするのかという論点について説明をしなければなりません。従来は年収だけに注目をして、年収103万円以下の方を被扶養者として定義をして、今後は年収ではなくて、今、ここに書いてあるとおり、障害がある、あるいは難病であるといった外形的・実質的な状態をもって判定することとなると思います。そうすると、対象者の範囲、認定の実務、あるいは認定の実施者などについて、今後、詰める必要が生じてくるというふうに思います。

この裏の4ページをごらんになっていただきたいと思います。前回、税調の事務局から提出をしていただいた扶養控除の対象になっている方々を念頭に整理したものです。ですから、基本的にはこの間の税調の資料と同じであります。

まずは、その対象者の範囲をどうするかが、多分、論点になるんだというふうに思います。税調の事務局の案にもあったように、障害がある方、あるいは要支援・要介護の方、難病などの方、あるいは長期療養をしている方などは必要性が高いというふうに思いますが、それ以外の人について控除を創設するのか、しないのか、議論する必要があります。これは扶養控除廃止の趣旨と関連してくると考えられます

この扶養控除廃止の趣旨というものは、今日も配られておりますが、税調資料の「参考資料（個人所得課税）」の1ページにありますところの、この間、御説明いただいたこの趣旨、働けるのに働かない人に対して控除を廃止するという趣旨であれば、例えば休職者については新たな税額控除の対象とすべきであるのか、ないのか。一方、例えば子育てを社会で応援するというのであれば、新たな税額控除の対象者は限定されることとなっていくのかどうか。これはこの間、古本さんが御説明をされた部分だというふうに思います。

ですから、極めて、今、技術的なことを御説明しておりますが、この問題というのは、この扶養控除を廃止するということの哲学とか、趣旨とか、どういう社会を目指すのかとか、その部分が整理できないと、多分、次の技術論に進んでいくときにはさまざまな議論が出てきてしまうというふうに思います。

また、外形的・実質的な状態の認定が技術的に可能かどうか。今のことにも関係があります。例えば障害者手帳や医療証の交付があれば、その確認をすることにより、その方を新たな税額控除の対象とすることが可能であります。

一方、現在、公的な認定方法がない場合には、どのように把握するのか。幾つかアイデアのようなものを書きましたけれども、今後、詰めが必要であるというふうに思います。例えば、長期入院の方を認定する仕組みは現在ありませんけれども、支払った医療費の額が一定以上の場合に長期入院の方と認定するということは可能であります。

この表に掲げられている方には右にあるような関連制度で支援を行っていますが、必ずしも扶養控除廃止になると、対になって、1対1の対応になっているわけではございません。税調の方針に基づいて、この間の御説明であれば、関係省庁と協力して、認定の実務などについてよく詰めろというお話でありますので、厚生労働省関係が8割ぐらいになると思いますので、税調の御方針が出れば、それは実務的に整理をしていきたいと思っております。

以上、この間の議論に基づく論点整理でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、前回、中川文科副大臣から特定扶養控除について急な御説明がございましたが、具体的な提案の中身をもし御説明できればと思います。

○中川文部科学副大臣

あのときは申し訳ありませんでした。降って湧いたような提案をさせていただいたんですが、その後、さっきのお話のように、予算の総枠の中で、manifestoの優先順位も含めてそれぞれ詰めの段階に入っております、その辺が総合的に完結をした時点で、改めて具体的な提案をさせていただかなければならないというふうに思っています。

そんなものですから、もう少し時間がかかりそうなんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○峰崎財務副大臣

ということでござひますので、またより具体化された段階で、税調の時間的に間に合うかどうかは少しわかりませんが、御提案をまた受けたいと思ひますが、相当、この点もかなり議論してきてるところでござひますので、もし、それを載せるとすればなるべく急いでいただければと思ひます。

それでは、追加資料がありますので、古本政務官から御説明をお願ひしたいと思ひます。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。政務官の古本です。

ただいま厚生労働副大臣からきちんと御説明いただきましてありがとうございます。

前回、少し口頭でお話ししたことを図に落としてみたものをA3の大きいもので持ってまいりましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

併せてA4の数字の入ったものも一緒に並べてごらんいただきたいと思ひます。

まず、名称で御指摘をいただきまして、今日のところは、ちょっと文才がないものですから、申し訳ありません、特別成年扶養税額控除という言い方で置いておりますので、また御議論をいただきたいと思ひます。揉んでいただきたいと思ひます。

現在の扶養控除の対象、成年控除の対象は、納税者ベースで310万人ござひます。扶養親族のベースで見ますと、520万円ということで見込んでおりまして、平均約1.7人の被扶養者がいるという前提で考えてござひます。

この特別成年扶養税額控除（仮称）の対象となる方は、図の黄色い部分でござひまして、新たに対象としたい方でござひます。前回お示しいたしました4つのタイプのうち、現在の障害者控除の対象の方については約30万人、要介護認定を受けた方については20万人、合わせていらっしゃる、このほかに障害者控除の対象範囲の拡大や、ただいま長浜副大臣から御提案がありました、長期入院など生活面への支障を来たすことについて公的機関の証明により、柔軟に対応することでできないかという部分で、更に対象者は増えることになると思ひますけれども、これが黄色の部分で50万人+ α を記載をしてあります。 α の意味は、その部分でござひます。

例えば難病の方の場合、医療受給者証の全体の交付件数が19年度で約60万件以上というふうに伺っております。このうち、成年扶養親族の方が対象になるという理解でござひまして、黄色い部分の方は、繰返しになりますが、50万人+ α ということでござひます。

更に特別成年扶養税額控除、仮称でござひますけれども、この適用の対象とならない方につきましても、この図で言うところの水色の部分及び橙色の部分の方でござひ

まして、現行におきまして税額がゼロの方につきましては、引き続き税額がゼロになる措置といたしまして、対象が約 30 万人 α 、 α というのは、先ほどの認定によりここから抜けていくという方がいるだろうというイメージでございます。

更に、夫婦当たりの成年扶養が 1 人の場合、給与収入が 156 万円から 120 万の方をイメージしておりまして、これが水色の方でありまして、引き続き税額がゼロになる。

併せて負担増になる部分を極力抑制していく措置といたしまして、対象は約 40 万人、これも α と書いていますけれども、上の黄色で新たに認定されて抜けていく方があるだろうということで α としておりますけれども、給与収入ベースで 220 万～283 万の方というイメージでございます。

結果、図の白色の部分、右半分の下でございます。約 190 万人 α 、 α も上に抜けている方もいるだろうということで、この方々が、恐らく渡辺副大臣からも御懸念をいただいている部分の箇所におそらくなってくるのではないかと考えております。

特別成年扶養税額控除、仮称でございますが、この対象の方がいらっしゃらない世帯で、仮に高所得層の世帯も含め、給与収入ベースで 283 万以上の世帯が白色の対象のイメージになってくるということでございます。

機械的に計算した場合でありますけれども、190 万人の内訳であります。対象が約 200 万人、23 歳から 69 歳の間、このうち白色の部分の割合と納税者ベースでいけば 1 人当たりで成年控除の御家族のいる割合が 1.7 でございますので、それで割り戻しますと、大体家事・手伝いの方は、前回お示しした資料から類推いたしますと、今日もつけておりますけれども、ちょっと端折りますが、70 万人くらい。更には年金を受給されている方で 65 歳から 69 歳の方で白いところに入ってくる方が、おそらく 25 万人、年金受給をなさっている方でも、年金の本人分の公的年金控除と本人分の基礎控除で 38 万合わせて 158 万以下の方であれば被扶養者になり得ますので、おそらく 190 万人の内数で、親御さんで御子息等の扶養に入っているという方もおられると思います。この内数になっております。

それから、前回、阿部先生から御指摘といたしますか、大変な御懸念をいただいたところで、資料の A 4 の横書きの方をごらんいただきたいと思いますけれども、特別成年扶養親族、仮称ですが、該当する場合の負担増減のイメージでありますけれども、これは税額控除を入れますので、例えば、給与所得で 200 万の方であれば、扶養控除の廃止に伴いまして、1 万 3,000 円の負担増になりますけれども、それを税額控除いたしますので、これは負担の増減はゼロと変わらないということでございます。

更に 240 万円の方であれば、扶養控除の廃止によって、例えば 1 万 9,000 円の負担増になるんですが、税額控除を 2 万 5,000 円入れますので差し引き 6,000 円のプラスというべきか何と言うべきかあれですけれども、6,000 円は少なくともお財布に残るというイメージでございます。

この分岐点が、260 万、280 万とごらんいただきますと、垂れ出すのは 400 万

辺りからでございます。例えば400万の給与所得の方で1万9,000円の扶養控除廃止、成年控除廃止により負担増になるんですが、最大で3万8,000円の税額控除入れたとして、差し引き1万9,000円がお財布に残るという形になります。

ところが、500万円の所得のある方については3万2,000円の負担増になりますので、ここで若干カーブが垂れてきて、3万8,000円の税額控除が入ったとして6,000円がお財布に残る。

以下、負担増が発生するのが、黄色いゾーンに入っている方です。先ほどの50万人 $+\alpha$ の方で言えば、700万円所得がある方で、黄色いところのゾーンに入っている方、それで新たに認定を設けたとして $+\alpha$ で入っていただいたとして、扶養控除の廃止で7万2,000円の負担増になる一方で、税額控除3万8,000円入りますが、なお、差し引き3万4,000円の負担増になる。今、考えてみた制度設計の中で、ここがおそらく分岐点になってくるゾーンでございます。

問題は、めくっていただいた裏面です。A4ペラ2枚でお配りしたもののイメージ図でお示したところの水色と橙色のゾーンに入る方々でございます。この方々につきましては、引き続き税額がゼロになるように調整をしつつも、税額ゼロで調整ができますのは220万円まででありまして、1万9,000円の負担増になる一方で、1万9,000円の特別調整控除を入れまして、これも仮称ですが、これでプラスマイナスゼロになるんですが、240万円の方については、1万9,000円の負担増になる一方で、1万3,000円の特別調整控除、カーブでなだらかに入れていきますので、この方々については年間でございますけれども、差し引き6,000円の負担増になるというふうに以下ごらんになっていただきますと、併せて住民税の負担も発生してまいりますので、例えば240万円の方であれば、住民税の負担分の3万3,000円ということで、差し引きの増減で見れば、3万9,000円の負担増になるということでございます。

もう長くなったので、これで終わりますが、阿部先生が御懸念のいろいろなそういう御病気の方々については黄色い部分の世界でございますので、分岐点が大体700万円くらいになってくるのではなかろうか、それ以外の方々にA3の右側に書いておりますけれども、いろんな歳出で対応していきつつも、そこで、必ず万人がこの歳出の恩恵に浴するかどうかは、議論の分かれるところだと思いますので、もう少しそこは精緻な議論、何分やる場合には、23年からということでもありますので、1年間かけて是非、極力この部分は検証と議論をさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。それでは、討議に入りたいと思いますので、どなたからでも結構でございます。

阿部知子さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

先回の私の指摘に基づいて、多面的に御検討をいただいて、本当に御労苦を多といたします。

私は、今日、いろんな指摘をしたいんですが、少なくとも2点させていただきたいと思います。私が懸念しているのは、今、この表でもお示しいただきましたように、A3の大きな紙、白い部分に入る方は、古本政務官もおっしゃいましたように、これは240万くらいの年収の方から、もう既に増税になってまいります。地方税も含めれば3.9万円余りの増税、そしてもろもろの、先ほど長浜副大臣が子細にわたり御検討いただきましたが、おそらく現実の数値を弾いていくと、やはりものすごく負担が加わってまいります。白い部分に入ってしまうと240万の方から、年収ですね、そこから負担が発生する。

では、黄色い囲いの特別成年扶養税額控除の対象者に入らないで白い部分に入ってしまうのではないかと私が懸念する人たちは、どういうプロフィールかということでお話しさせていただきますと、長浜副大臣がおつくりいただいた新たな控除の対象範囲についてと書いてございます4ページ目でございます。

例えばですが、親御さんの介護をしておられる方、これは例えば親の介護認定に伴って要介護認定の人であれば、その人を世話していると見做そうといたしますが、介護認定も動きます。また、要介護認定1の前の要支援だって誰かのサポートが必要です。これは極めて難しい。それからひきこもりと、言葉がいいかどうかはわかりませんが、軽いうつ状態ですとか、現状で家庭からあまり出られないという方の数は、これは今、膨大になっていて、ひきこもりの証明書なんてなかなか申し訳ないですけれども出せませんし、相談して容易に解決つくものでもないという方々が、実はここで言うと、190万世帯の中の比較的多くを占めると思います。

また、御病気や事故等で自宅において長期療養というのも必ずしも毎回医療費をお使いでなくても虚弱等々のケースもございます。私は子ども手当のために、低所得者や中間所得者に非常な増税感を与える施策を今とるべきではないと本当に重ねて思います。

こうやって見せていただくと、確かに黄色に入った部分で所得税だけで、黄色の特別成年扶養税額控除となった方においては、年収にして700万円辺りから増えてくるという、ここになると増税だということ、それ以下は表向きは減税のように見えますが、諸般もろもろ、先ほど長浜大臣にお願いしたような部分で、細かいに計算していくと、おそらくもう少し現実には負担が増えてくるものと思います。これだけ、たくさんものやっけていただいて本当にありがたいと思いますが、しかし、そもそも子ども手当の財源にする論議であれば、もう少ししっかりと所得のある層からいただくべきが筋で、それが次世代に誰が責任を持っていくのかということの考え方でありますし、低所得、中間所得の方、そして家庭を営むことにおいて、何とか生活を保持しているという姿を想像していただきまして、是非、これは再検討していただきたい。

そして、しかるべく現物給付や現金給付で給付付きの税額控除、何も現金だけとは言いません。そういうものの具体像がもう少し見えてきた辺りで、本当に中間層ないし低所得者層には、税の負担をお願いするという段取りでお願いできれば幸いであります。

○峰崎財務副大臣

いかがでしょうか。では、階政務官。

○階総務大臣政務官

私は、成年部分の扶養控除の廃止に賛成の立場なんですけれども、むしろ阿部先生が言われるような弱者の方こそ子ども手当の財源に貢献していただいて、そして、子ども手当によって子どもがちゃんと社会に巣立っていけば、その人たちが働いて、そういう弱者のために社会保障の財源を提供できるわけですから、そういうことも考えていただくと、子どものためにみんなで投資をしていくということが子ども手当ですから、私は成年の方たちに対しても、扶養控除の廃止というのは意味があるのではないかと。

ただし、黄色の部分をごとまで精緻にするかということところは大事なポイントだと思いますけれども、できれば広くみんなで子ども手当の財源を負担していくというのが正しいやり方ではないかと、私は考えております。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主政策審議会長

もう言うことはわかっている、峰崎さんに笑われてしまいましたが、現状において、本当にぎりぎりというところから税を取る形になって子どもを支えるというのは、逆に現状の人たちを排除した社会をつくることになります。子どもも虚弱であったり、何なりすれば、二十歳を過ぎてもなかなかタックスペイヤーになりきれないというところがある現状の中で、子どものためということは、すなわちその子どもも、やがて大人になり、その後もきちんと、あるいろいろな負荷を背負っている場合は、手当されるということがなければ二十歳で人生が終わるわけではありませんから、それは時間差で、先にどっちを手当すべきか、ということだと思います。是非子ども手当のための財源論議はもう少し冷静に、我が国の税収構造を見て、例えばですが、私は今のようこそとまでおっしゃるのであれば、金融課税の部分ももう少し在り方を改めるとか、他に温かなやり方があるように思います。これは政策判断ですから、これ以上は申しません。

○峰崎財務副大臣

副大臣、どうぞ。

○武正外務副大臣

右側の広いところにあるようないろんな形でカバーをしていくという話なんですけ

れども、大学生の子どもを育てた後の世代の方々に対して、やはり重税感というものが言われているところなんです。

ちょうどその年代というのは、私なんかと同じになってくるんですけども、バブル崩壊以降、0%金利などもあり、景気が低迷をした15年間という中で、果たして資産形成ができたのかどうかという世代に当たると思っております。これは是非御検証いただきたいと思うんですが、年代間格差ではありませんが、わかりやすく言うと、いわゆる団塊世代は高度成長から資産形成などもある程度してきた世代、そして、その後の年代に当たって、ちょうど今、子育てが終わったような世代が、いわゆる15年の中で、果たして資産形成ができたのかという検証というものもあってしかるべきなのかなと思います。そうしないと、ちょうどその世代がブランクになるような印象がありますので、これはまだもう少し時間をかけてという話ではありますが、是非そういう観点も取り組んでいただければと思います。

以上です。

○峰崎財務副大臣

そのほかございますか。

どうぞ。

○渡辺総務副大臣

いつも同じようなことを言って申し訳ないんですけども、私たちはそもそも無駄の見直し、特別会計の見直しをして、政権を取ったら財源が出てくるんだろうと有権者に思っていていただいて、政権交代の後押しをいただいたんです。多分、今、民主党に投票をしてきた人たちからすると、まさか自分の懐から最初に負担させられると思わなかったというのが、私は、率直な皆さんのほとんどの方の御意見なんだと思います。

今回の税制調査会の方向性を決めたこと、たばこ税は引き上げの方向だ、これはそういう方向性になった。年少部分の控除については、大体やめるという方向になった。

しかし、考えてみたら、まだ大前提の子ども手当が本当に来年度導入されるのかどうか、制度設計が見えてこない中で、ちょっと先走って、子ども手当の財源だと思ってみんな年少部分の扶養控除をやめるということを決めてしまった。

今度、この部分についても見直すとなると、増税と控除の見直しばかりやっていて、本当に我々は何か未来に向かってやっているんだろうかというような思いがするんです。政権を取ったら財源が出てくるはずだったと、そんなことはだれもそこまで能天気には思っていなかったけれども、やはり無駄の見直しや、特別会計の見直しをしたら、既存の予算に切り込んで何とか予算を捻出しますと言っていたんです。それが今出てくるのは増税と控除の見直しばかりが議論されてきて、全然夢がなくなっている。

ましてや、選挙期間中に私たちは、成年控除の見直しについてはほとんど言及していないはずなんです。ここへ来て後づけみたいに、扶養控除をやめるということは当然成年も入っているんだと。前にも言いましたけれども、保険や旅行の契約ではない

けれども、そこまで読んでいなかったあなたの方が悪いなんていう、まさかそんなふうに取り立てられるような物言いは死んでもしてはいけないと思います。これはやはり手を付けるべきではないと思います。

何よりも、もし財源として必要であるならば、控除から手当へというのであれば、やはりこの層に対してのこういう手当をやりますということをちゃんとやって、その代わりこの部分の控除はなくなりますということを私は明確に言わないと、後づけの理由で、急に出てきた話で、今、この議論が、これがどうするかみたいな話で、近視眼的になってしまっているところになるんです。我々はもう一回原点に戻らないと、財政当局は喜ぶかと思いますが、総務省も、財務省も。だけれども、民主党に期待する人たちには、最大の裏切りをやることになると思う。もっと冷静に、1年かけてでも議論をしないといけないと思います。それによって、もしそこまでやっても、どうしても財源がどうにもならないというのであれば、私はマニフェスト項目のそもそも論の前提もやはり、それも議論をしなければいけないんだと思います。

もう言いません。

○峰崎財務副大臣

では、階政務官。

○階総務大臣政務官

問題は、青とオレンジと白の部分の人たちの負担をどう考えるかということだと思いますが、低所得者の人は負担しない、負担がかかってくるのは240万以上の方々なんですけれども、これをそもそも負担と考えるか、投資と考えるか、私は240万の人だと月額3,000円ぐらい負担をしていただくわけですが、月3,000円の負担で未来を支える子どもたちにちゃんと育ててもらおう。これは決して収入の低い人たちに対して、不当な負担を与えているわけではない。むしろ将来に向けてちゃんと社会を成り立たせていくための投資なんだということに理解していただくということは、私は選挙のときからずっと申し上げておりました。マニフェストに書かれておりますことに対して負担増になる方たちから、いろんな御不満の声が上がりましたが、その声に対しては、今、言ったようなことを申し上げて、未来のための投資なんだということに御理解をいただきました。

○峰崎財務副大臣

これは、今、成年扶養控除の話であります。マニフェストで明確に言っていたのは、配偶者控除の問題になると同じ問題が出てくるんです。おそらく配偶者控除も手当に関係ないのに何で廃止するんだという議論が、おそらく選挙期間中に出たんだと思います。私も聞かれて、それは子育てのために是非お願いしたいということで説明したことがございます。

そういう意味で、この問題のある意味で考え方の整理というのは大変重要なので、引き続いて、当然のことながら議論を打ち切るつもりはないんですが、そういうこと

も今考えた上で是非判断をしていただきたいし、ある意味では、オレンジ色の部分、ブルーの部分、黄色い部分を今後どういうふうに進めながら、白い部分の中で救えるのか。現金の給付だけではなくて、阿部政調会長から、今、お話があったように、サービスの給付がどうなっていくかということにかかってくるんだということをおっしゃっているのです、そこは私は非常に重要な点だと思っておりますので、先日は、大串さんが政策面で考えているんだということをおっしゃっていますが、右の方に書いてありますように、就労支援、失業対策、介護支援、奨学金、その他いろいろ出されておりますけれども、おそらく白い 283 万円以上の所得階層の人たちの中におられる、我々がどうしても考えなければいけない人たちに対する施策というのはどうあるべきか、これは本当に私もすぐには思い浮かばないんですけれども、是非みんなで考えていかなければいけないポイントではないかと思っております。

どうぞ、では、内閣府の副大臣から、最後に阿部さんもまたお願いします。

○大島内閣府副大臣

なかなか経済が厳しい中で、税収が上がらないので、いろいろな施策は考えなければいけないと思うんですけれども、今日の税調の資料を見ていて、さまざまな支援措置もありますけれども、前回も申し上げましたとおり、ひきこもりで 30 歳、40 歳の方とか、ドアの向こう側に多くの方がいらっしゃるのです、そこに対しての施策がまだ充実していない中で、こういう制度を考えるというのは慎重でなければいけないと考えております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

では、阿部さん。

○阿部社会民主党政策審議会長

庶民の懐を狙うことが、未来への投資なんていう言い方はおかしいです。本当に狙うべきところはもっとあるはずではないですか。その骨太論議をしてください。

私は、先ほどの政務官のお話、ここのぎりぎりだという人のところに、あなた今、これを投資したら未来は明るいよと言われたって、今、苦しいし、今、私たちの政権はとにかく 1 回庶民にほっとしてほしいと、本当に大変だったでしょうと、ほっとしてほしいという、ほっと政権、友愛というのはほっとということなんではないかでしょうか。そこを踏み違えないでいただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

山田副大臣。

○山田農林水産副大臣

今、我々の政権にとって大事なものは景気対策で、落ち込んできて、その中で 8 兆円の、セコンマ幾らの補正予算を組もうと言っている時期ですから、こんなときに約 200 万人の人に対して、月に 3,000 円の負担をかけるということは、それは大変な増税な

んです。こんなことをやったら政権なんてもつわけはない。一言言わせてもらいます。

○中川文部科学副大臣

私は毎回同じことを言っているんですが、やはりみんな今、議論が変数なんです。ですから、どこかで一つ固定しないと、ぐるぐる回っていただけなので、願わくば、財務省が中心になって、菅さんのところに、ちゃんと話を持って行って、戦略会議の中で、マニフェストの優先課題を来年どこまでやるんだという決着をつけることと、財源についても、どういうフレームワークでそれをやっていくのか、その中で税制というのをどう位置づけていくのか、我々はどこまで頑張るのかということか、その基準だけでも早いところつくり上げるということをやってください。そこで一つ固定したら、ほかのここで決着できる議論が進んでくるんだと思うので、よろしくお願いします。

○階総務大臣政務官

阿部さんに言いたいんですけれども、では、子ども手当のために借金をしても構わないという考えですか。ということは、子どもが将来それを背負っていくわけで、その部分というのは、社会保障には回ってこないということになるんですけれども、そこはどうお考えですか。

○阿部社会民主党政政策審議会長

もともと子ども手当と扶養控除の成年部分外しというのは、何ら論理的には関係ありません。そこを無理に、ある意味で我田引水というか、税源で目を付けたというだけではないでしょうか。子ども手当は社会全体で担うべきものであれば、その財源としてあらゆるものが考えられます。何も扶養控除のこの部分の外しではないと思います。

○古本財務大臣政務官

諸先生方の議論を聞いておりますと、本当にあの夏の選挙で、子ども手当を、言わば鳩山新政権が誕生した暁には、現在、労働力人口 15 歳から 65 歳まで、今、8,600 万人ぐらい、これが 2050 年には 4,600 万人に半減します。これは何をかいわん、内閣府が先ごろ発表されたアンケートによれば、20 代の若い人は子どもは要らないと言っている人が半分です。この彼、彼女たちは、どうして子どもを産むことを躊躇するか、あるいはどうして結婚を躊躇するかというと、職場で先輩たちから結婚したら金がかかると、子どもが産まれたら金がかかると言われ、そして、結婚や子育てを躊躇している経済的ハンディキャップから、そういう躊躇を覚えている人も私は少なくないと思います。

そういう方々に、子ども手当により、少なくとも経済的負担から開放し、子どもに手当を払うという概念はよくわかった上で申し上げています。さりとて親がそのお金を管理するとすれば、少なくとも子育てにはお金がかかる、経済的負担を取り除いてあげるといのがあのときの主張だったと私は思っております。

少なくとも夫婦にアンケートを取れば、理想の子どもの数は 3 人だと答えるカップ

ルはほとんどなんです。ところが、経済的な理由で2人で我慢をするというカップルが6割です。こういう現実がある中で、やはり階級政治家に、今、言っていただきましたけれども、やはり日本は今から40年後、2050年に労働力人口が半分になるということは、納税者も半分になるということ、消費者も半分になるということ、この国が究極のダウンサイジングを迎えることを私たちは何としても手を打とうと言ったのが、子ども手当の理念ではなかったかと思うんです。

そのときに、扶養控除の年少については、この場でも大方の同意が得られているんだろうと思うんです。なぜならば手当が出るからです。扶養控除については1人当たり38万円です。これについては税率が、国民の8割が、6割の方が限界税率5%です。2割の方が10%ですから、最大の10%と見たとしても8割の人が限界税率10%です。ということは3万8,000円です。3万8,000円の増税と引き換えに、年間に、30万円、満額の2万6,000円が出た場合、1万3,000円の場合でも15万円を超えるお金がどこから来るんだと言え、まさに控除を倒して財源にするということを公約にしてきたわけです。

ですから、そのことをことここに至って、本当に今、議論をしているわけなんですけれども、私はあのときの理念はむしろどこに行ってしまったんだということも含めて、もし根っこからの議論をするというのであれば、是非そういった議論を求めていかなければならないと思っております。

○渡辺総務副大臣

成年扶養控除をどうするかという議論が出てきたのは、この税調で、最初からではないですね。この部分についてから出てきた話なんです。

それで、年の所得が240万円しかない人が3万9,000円の負担なんて、300万円の人は5万2,000円も負担するところに書いてありますけれども、その新しくつくる手当が該当しない場合です。それだったらほかのところから取るという議論もしないとおかしいんでしょう。まずここをターゲットにするのはおかしいと、何で働きたくても働けない人を養っている世帯が真っ先にしわ寄せを受けるんだと、だとしたらもっと取るところがあるじゃないかと、そこのところからやらないと、ここに最初にターゲットを当てるとするのは、一体この政権は誰の味方なんだということになってしまいうんです。

子どもをみんなで見るというのは、理屈としてはわかりますよ。だけれども、その余裕のない人が何で最初に負担を受けるんだと、もっと余裕のあるところに負担をさせろと、そういう議論です。この政権はそうでなかったら、誰の味方なんだということなんです。誰の期待を受けて出てきたんだという話です。そこ見失ったら、この先、本当にもたないです。

○峰崎財務副大臣

前回から、そこは本当に重要な論点で、なかなかここは、氷解をお互いに、今まで

の議論の中で問題点として挙がっております。これがどのように解決できる見通しがあるのかということについては、今のところはまだなかなか出ていないと思います。

これらの点について、もともと子ども手当の財源を扶養控除あるいは配偶者控除から出しますという直接的な関係にあったかどうかは、私も中川前、次の内閣の財務大臣で、相当苦慮されていて、マニフェストの最後のところに付けられたんだと思うので、そこは私は、確かに十分承知しておりませんが、そういった辺りの議論は、もともと、一体これは何から始まったのかなど。

そういう意味で、所得控除から税額控除へ、これはいわゆる最低税率を適用すれば、高額所得者のいわゆる課税最低限が下がってまいりますから、税が非常に、あるいは高額所得者からの負担が増えてくるという、そういう控除の問題、それを更に手当にもっていくというのは、給付付き税額控除の話が随分全面に出ていたと思います。ですから、そういった流れの中で、その解決を進めていこうというおおよその整理ができていたと思うんですが、この子ども手当が、その観点から非常に高額の 5.3 兆円ですか、大変な金額を要するという中に、なかなかどうやって財源をしっかりとつくり上げていくのかということの難しさが、こういう問題をもたらしているところの一つの背景になっていると思います。

これは引き続き、今、申し上げたように、新しい説得力のある解決の方法が、すぐにはなかなか見つけられない可能性もありますが、企画委員会のところでも議論をさせていただきますし、先ほど来出ておりますように、予算のフレームの中ではどんな展開になっているのかということ、本当はここでしっかりと議論しなければいけない点だと思っております。ですから、次回どういう形の展開になるか、私も今、結論を出せませんが、改めて、いわゆる企画委員会マターとして、3人の大臣の方々に会長、会長代行にも、この問題点について、しっかりと議論していただいて、その上で、また改めて皆様方にお諮りできるようにしていきたいと思っております。

どうぞ。

○中川文部科学副大臣

御理解いただいておりますが、税調の意思として、基幹税をこれから詰めていこうと思ったら、やはり先ほどのフレームが要りますよということをちゃんと伝えていただきたいんです。

○峰崎財務副大臣

伝えております。なかなかお出ましが願えないものですから、すみません。

○中川文部科学副大臣

そこところは更にきつく伝えていただきたい。

○峰崎財務副大臣

わかりました。どうぞ。

○階総務大臣政務官

阿部先生とか、渡辺副大臣がおっしゃるとおり、取れるところからまず取るということを検討すべきだというのはおっしゃるとおりで、私もこの場で資産課税について、なぜもっと議論しないのかということを行いました。その考えには大賛成です。

ただ、それはそれとして、我々のこれまでの選挙などで申し上げてきたのは、さっき言ったように、未来への投資なんだということを申し上げてきたということだけ付け加えさせてください。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。まだまだ議論は尽きませんが、明日、1時30分から午後2時50分まで同じ場所で、実はまだ残っている、例えば中小企業の関連の税制とか、さまざま残っておりますので、それらの点について改めてまた最後のというか、総括的な議論も行いたいと思いますので、その後、企画委員会が午後3時10分から予定されておりますので、企画委員会に、どんな形で提案できるかも提起をしていきたいと思っておりますので、本日のところは、これにて議論を終わらせていただきます。

どうも、遅くまでありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。